

運営規程

事業所 Links 青葉

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人 Links が設置する Links 青葉（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定就労継続支援 B 型事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、行政からサービスの支給決定を受けた方（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(事業所の運営方針)

第2条 事業所は、利用者に対して、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、地域との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、前3項の他、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 Links 青葉

所 在 地 宮城県仙台市青葉区五橋 1-6-6 五橋ビル 5階

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、従業者に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名（常勤職員）

サービス管理責任者は、就労継続支援（B型）計画の作成に関することを行うほか、利用申込者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討、他の従業者に対する技術指導または助言等を行う。

(3) 生活支援員 2名 (常勤職員・非常勤職員)

生活支援員は、就労継続支援 (B型) 計画に基づき必要な日常生活の支援を行うとともに、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。

(4) 職業指導員 3名 (常勤職員・非常勤職員) *うち1名は目標工賃達成指導員。職業指導員は、就労継続支援 (B型) 計画に基づき作業スキルの習得・向上に関することに従事する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし国民の祝日、8月14日から8月16日及び12月29日から1月3日を除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(3) 施設での行事・販売等がある場合は、上記以外の営業日及び営業時間についても営業を行うことがある。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、次の通りである。

Links 青葉 定員 20名

(指定就労継続支援 B型の内容)

第7条 事業所は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行う。また、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、地域生活を営むことができるようにするため、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行う。

2 職場実習、施設外就労、施設外支援

事業所は、利用者が就労継続支援 (B型) 計画に沿って実習、施設外就労、施設外支援ができるよう、実習等の受入先の確保を行う。また、公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター及び特別支援学校などの関係機関と連携して、利用者の就労に対する適性や要望に応じた職種・実習の受入先の確保に努める。また就労継続支援 (B型) 計画に沿って必要な施設外就労、施設外支援を行う。

3 在宅就労支援

事業所は、通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者に対し、雑貨作りに関わる生産活動等の提供を通じた在宅支援 (就労支援、相談支援、体調管理、家族や関係機関との連携等) を実施していく。

4 求職活動の支援

事業所は、公共職業安定所での求職登録等、利用者が行う求職活動の支援を行う。また、公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター及び特別支援学校などの関係機関と連携して、利用者の就労に関する適性や要望に応じた職場開拓に努める。

5 職場定着のための支援

事業所は、利用者の職場定着を促進するため、公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター及び特別支援学校などの関係機関と連携して、利用者が就職した日から

6か月以上、職業生活における相談等の支援を継続する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。)は、仙台市及びその周辺の地域とする。

2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 事業所は、通常の事業の実施地域を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な事業を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害福祉サービス事業者の紹介その他必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第10条 事業所は、事業の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な事項を確かめるものとする。

(訓練等給付費の支給の申請に係る援助)

第11条 事業所は、事業に係る支給決定を受けていない障害者から利用の申込があった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 事業所は、事業に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第12条 事業所は、事業の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況の把握に努め、提供に先立ち、家族及び市町村等に利用者の状況を必要に応じ確認することとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第13条 事業所は、指定就労継続支援 B 型を提供した際は、利用者から市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定就労継続支援 B 型を提供した際は、利用者から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、指定就労継続支援 B 型において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

① 食事の提供に要する費用

② 日用品費

③ その他、指定就労継続支援 B 型において提供される便宜に要する費用のうち、

日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 事業所は、前3項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用として支払った利用者に対し交付しなければならない。
- 5 事業所は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(訓練等給付費の額に係る通知等)

第14条 事業所は、法定代理受領により市町村から事業に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、その額を通知するものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第15条 サービスを利用にあたって、利用者は飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行使その他の、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時における対応)

第16条 事業所の従業者は、指定就労継続支援B型の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(工賃の支払)

第17条 事業所は、利用者の内、生産活動に従事している者に、当該事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払うものとする。

(健康管理等)

第18条 事業所は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。

- 2 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。
- 3 事業所は、事業所内外での感染症の発生及びまん延防止のために、次に掲げる通り必要な措置を講じるものとする。
 - ①感染症の発生及びまん延防止を啓発・普及するための研修や訓練の実施を定期的に行い、研修を通じて感染症対策の向上や知識、技術の向上につとめる。
 - ②感染症の発生及びまん延防止のための指針を定める。
 - ③感染症の発生及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。

(業務継続計画(BCP)の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第20条

(緊急時等における対応方法)

第21条 事業所の従業者は、現に事業の提供を行っているときに利用者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医への連絡を行うなどの必要な措置を講じるものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第22条 事業所は、事業を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を当該利用者の援護実施者である市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに事業の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状況を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(主たる対象とする障害の種類)

第23条 事業所が、事業を提供する主たる対象者は、次の通りである。
障害の種類 特定なし

(身体拘束の禁止)

第24条 事業所は、事業の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ることとする。
- 4 事業所は、身体拘束等の適正化のための指針を整備することとする。
- 5 事業所は、従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施することとする。

(虐待防止のための措置)

第25条 事業所は、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発の

ための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置をするものとし、虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することとする。

(勤務体制の確保)

第26条 事業所は、利用者に対し、適切な事業を提供することができるよう、従業者の勤務体制を定めておくものとする。

2 事業所は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(掲 示)

第27条 事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務体制、その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持)

第27条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

3 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかなければならない。

(苦情解決)

第28条 事業所は提供した指定就労継続支援型に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供した指定就労継続支援 B 型に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労継続支援 B 型事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、提供した指定就労継続支援 B 型に関し、法の定めるところにより、市長が行う報告若しくは指定就労継続支援 B 型の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(地域との連携等)

第29条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連

携及び協力を行う地域との交流に努める。

2 事業所は、その運営に当たっては、市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第30条 事業所は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、事故の状況や事故に際してとった処置等を、都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、書面として記録するものとする。

2 事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(ハラスメント防止のための措置)

第31条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景にした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職場におけるハラスメントの防止に関する規程を定める。

(会計の区分)

第32条 事業所は、実施する指定障害福祉サービスの事業ごとの会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第33条 事業所は、従業者、設備・備品に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 事業所は、会計に関する記録（指定就労継続支援 B 型の提供に係る介護給付費の請求に関するものに限る。）及び利用者に対する指定就労継続支援 B 型の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労継続支援 B 型の提供を完結した日から 5 年間保存する。

- ①就労継続支援（B 型）計画
- ②具体的なサービスの内容等の記録
- ③市町村への通知に係る記録
- ④身体拘束等に係る記録
- ⑤苦情の内容等の記録
- ⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- ⑦感染症の発生及びまん延の防止等に係る記録
- ⑧業務継続計画（BCP）に係る記録

附則

この規定は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附則 (令和2年7月27日 第7条3を追加変更)
この規定は、令和2年7月27日から施行する。

附則 (令和3年9月27日 第3条の項目変更、第4条(2)～(4)の項目変更)
この規定は、令和3年9月27日から施行する。

附則 (令和4年6月23日 第23条3～5の項目追加、第24条の項目変更)
この規定は、令和4年6月23日から施行する。

附則 (令和6年4月1日 第18条3の項目追加、第19条の項目変更、第19
条3の項目追加、第31条の項目追加、第33条2-⑦～⑧の項目追加)
この規定は、令和6年4月1日から施行する。

附則 (令和6年7月1日 第3条 事業所 所在地の変更)
この規定は、令和6年7月1日から施行する。